

## 献血キャラクター「けんけつちゃん」の使用に関する規程

令和7年3月24日  
厚生労働省医薬局血液対策課

(本規程の目的)

第1条 この規程は、献血キャラクター「けんけつちゃん」(以下「けんけつちゃん」という。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別紙マニュアル(けんけつちゃんデザインマニュアル)に掲げるものとする。

(管理事務)

第3条 けんけつちゃんの使用に係る管理事務は、厚生労働省医薬局血液対策課において行う。

(けんけつちゃんを使用できる者)

第4条 けんけつちゃんは、以下に掲げる者(次項において「国の行政機関等」という。)が、献血の普及・啓発を目的とする自らの業務のために使用することができる。

- 一 国の行政機関
- 二 地方公共団体
- 三 採血事業者(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十三条第一項の許可を受けた者)

2 国の行政機関等以外の者は、次に掲げる場合に限り、けんけつちゃんを使用することができる。

一 国の行政機関等からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料、物品等に表示する場合

二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的で使用する場合

三 献血の普及・啓発の趣旨に賛同し、その推進のための取組を実施しようとする者が、次条の規定により使用の申請を行い、厚生労働省医薬局血液対策課の承認を受けた場合

3 第1項各号及び前項各号に掲げる者は、けんけつちゃんを無償で使用することができる。

(けんけつちゃんの使用の申請)

第5条 前条第2項第3号に掲げる者は、事前に、厚生労働省医薬局血液対策課が指定する

方法により、次に掲げる事項を記載した「けんけつちゃん使用申請書」（以下「申請書」という。）を厚生労働省医薬局血液対策課に提出し、けんけつちゃんの使用の申請をしなければならない。

- 一 申請日
- 二 使用施設名
- 三 担当者部署・氏名
- 四 担当者連絡先
- 五 用途
- 六 使用媒体及び数量（印刷に使用する場合は印刷部数の概数）
- 七 配布先
- 八 使用期間
- 九 仕様構図

2 厚生労働省医薬局血液対策課は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第1条に規定する本規程の目的等に照らしてけんけつちゃんの使用の可否を確認し、当該申請を行った者に対してその結果を連絡するものとする。

3 使用者は、第1項の規定により提出した申請書の内容に変更がある場合は、事前に厚生労働省医薬局血液対策課に変更の可否について、確認を受けなければならない。

4 前項に規定する変更の確認については、第2項の規定を準用する。

（使用の管理等）

第6条 厚生労働省医薬局血液対策課は、使用者に対し、けんけつちゃんの使用状況について報告を求めることができる。

（使用に当たっての禁止事項）

第7条 けんけつちゃんの使用に当たっては、以下に掲げる事項を行うことはできない。

- 一 献血の普及・啓発以外の目的に使用すること。
  - 二 けんけつちゃんのデザインの変型、縦横比率及び色の改変等を行うこと。但し、厚生労働省医薬局血液対策課が承認した場合は除く。
  - 三 法令及び公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
  - 四 使用者が提供する物品、サービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認させるような方法で使用すること。
  - 五 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
  - 六 厚生労働省医薬局血液対策課に虚偽の届出をして使用すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、献血の普及・啓発の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、厚生労働省医

薬局血液対策課は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。

3 使用者が前条に規定する報告の求め又は前項に規定する是正の指示に応じない場合は、厚生労働省医薬局血液対策課は、使用者に対し、けんけつちゃんの使用を認めないものとすることができる。

(けんけつちゃんに関わる権利)

第8条 けんけつちゃんに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 けんけつちゃんを使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとし、厚生労働省医薬局血液対策課は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改訂)

第10条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則

この規程は、令和7年3月24日から施行する